

農業や営業を行っている皆さんへ

問い合わせ 本庁税務課住民税係 電話 (56) 2223

## ◆減価償却制度が40年ぶりに大改正されました。 本庁税務課から。

## ◆農業や営業を行っている皆さんへ

これまで、償却資産は償却期間を過ぎても、取得価格の5%を残すこととされていましたが、1円まで償却できるようになりました。



※19年分所得税で適用されるのは、平成19年4月1日以降取得した償却資産です。

※詳しくは確定申告の手引きや町のホームページをご覧ください。

## ◆税源移譲による経過措置

## ●19年中の所得が大幅に減った方

平成19年の所得が18年に比べ大幅に減ったため、所得税がかからなくなった人には、平成19年度に支払った町県民税の一部を還付することになりました。

※還付を受けるには平成20年の7月中に申告することが必要です。

※詳しいことは申告受付期間の前に広報をしますのでご覧ください。

## ●住宅ローン控除を受けられている方（平成11年～18年に居住を開始した方）

税源移譲で住宅ローン控除の金額が所得税額を上回った方は、申告することで平成20年度町県民税が減額されます。



※減額を受けるには平成20年3月17日までに申告する必要があります。詳しくは税務課まで。

## ●今年から住宅ローン控除を受けられる方

平成19年と平成20年中に、住宅を新築・増築・購入されて住宅ローン控除を受ける方は、控除期間が選択できることとなりました。

## ◆確定申告は「電子申告」が便利です。さらに便利で使いやすく！

電子申告には次のような利点があります。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

自宅で申告

申告期間中は  
24時間受付添付書類の  
提出不要5,000円の  
税額控除

など

※電子申告するには、事前に役場窓口で住民基本台帳カードを入手し、電子証明書を発行してもらうことが必要です。申告期間前の時間に余裕のある時に電子証明を取得しておきましょう。

より良い品を より安く  
**オザワマート**

営業時間・午前9時～午後7時（日曜日・午前9時～午後6時）  
川根本町上長尾 TEL 56-1108 FAX 56-1109

**引換券**

ゴールドポイント  
700点で1000円のお買い物ができます。  
この引換券も必要です。  
切り取ってお持ちください。  
有効期間：平成20年1月3日～29日

トピックス：40歳以上の方の健診が変わります

平成20年4月から

# 40歳以上の皆さんの 健康診査・保健指導が変わります

先されます。

従来、職場や医療機関で  
健康診査を受けることがで  
きない方には、町が実施す  
る基本健診査を受診して  
いただいてきましたが、國  
の関連する法律の改正にと  
もない、平成20年度からは  
40歳から74歳までの皆さん  
の特定健診・保健指導事業  
は、それぞれに加入され  
ている各医療保険者が実施  
することになります。

次の項目の内、ご自分が  
①～③のどれにあてはまる  
か確認してみましょう。

※65歳以上の皆さんには、健  
診時、介護予防を目的とし  
た生活機能チェックを行い  
ます。その結果、必要な方  
には生活機能検査が追加さ  
れます。

※65歳以上の皆さんには、健  
診時、介護予防を目的とし  
た生活機能チェックを行い  
ます。その結果、必要な方  
には生活機能検査が追加さ  
れます。

※65歳以上の皆さんには、健  
診時、介護予防を目的とし  
た生活機能チェックを行い  
ます。その結果、必要な方  
には生活機能検査が追加さ  
れます。

■本庁健康増進課健康係 ☎ (56) 2224 ■町民課国保年金係 ☎ (56) 2222 ■総合支所保健福祉課保健係 ☎ (58) 7071

従来の基本健康診査に  
代わる「特定健康診査」  
を受診いただきます。川  
根本町（国保）や健診実  
施機関などから健診通知  
が届きます。ただし、国  
保加入者でも事業所にお  
勤めの方は労働安全衛生  
法による事業主健診が優

① 40～74歳 国保加入者  
※町（国保）で行う国保加入  
者の特定健診関係事業は国  
民健康保険税で運営され、  
国保以外の人は各医療保険  
者が決めた健診方法で受け  
ることができます。医療保  
険者からの連絡をお待ちく  
ださい。

② 40～74歳 国保以外の健康  
保険加入者  
※国保加入者特定健診および  
高齢者特定健診の検査内容  
や実施方法など詳細は、今  
後、町から随時ご案内して  
いきます。

③ 75歳以上の方  
※町（国保）で行う国保加入  
者の特定健診関係事業は国  
民健康保険税で運営され、  
国保以外の人は各医療保険  
者が決めた健診方法で受け  
ることができます。医療保  
険者からの連絡をお待ちく  
ださい。

■本庁健康増進課健康係 ☎ (56) 2224 ■町民課国保年金係 ☎ (56) 2222 ■総合支所保健福祉課保健係 ☎ (58) 7071

**土木一式工事・生コンクリート製造販売**  
Co、As殻受入れ（有料）、中間処理  
再生クラッシャーラン販売

**ISO9001認証取得**  
**株式会社**  
本社：川根本町東藤川722-2  
生コン工場：川根本町千頭606

**柳澤組**  
電話：0547-59-2052  
電話：0547-59-3220